

事 務 連 絡  
令和2年4月24日

各指定放課後等デイサービス事業所 管理者 様

石川県健康福祉部障害保健福祉課

### 障害児通所支援事業所の在宅支援時の留意事項について

各事業所におかれましては、平素より本県の障害福祉サービスにご協力いただくとともに、日々新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対応いただいていることに御礼申し上げます。

さて、令和2年4月20日付け事務連絡にて、利用を自粛した利用者への支援等についてお知らせしたところでありますが、在宅支援を行う際の留意事項について下記のとおりお知らせいたします。

#### 【障害児通所支援事業所の在宅利用の取り扱いについて】

保護者が家において児童の監護が可能な場合には、基本的には自粛を促すこととなりますが、令和2年4月2日付け厚生労働省通知にもあるとおり、家庭の孤立化防止や、児童や保護者のストレスの緩和、円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童のコミュニケーションの継続がのぞましいと考えていることから、基本的には電話連絡や訪問による支援の継続は必要と考えております（事前に市町と保護者の了解が必要）。

具体的には、別添の令和2年4月13日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて(4月13日版)」のQ16からQ17-4を参照にし、必ず事前に市町と相談しながらご対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、障害児通所支援事業は、一人の利用児が複数の事業所を利用している場合が多く、同日に複数の事業所が在宅支援をすることがないように、利用予定やこれまでの利用実績等を踏まえて、どちらの事業所が支援するのかについても、併せて市町と相談のうえ、調整していただきますようお願い申し上げます。

<事務担当>

石川県障害保健福祉課

自立支援グループ

Tel : 076-225-1428